

防府市歴史的風致維持向上計画協議会設置要綱

平成21年5月21日制定

(設置)

第1条 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成20年法律第40号。以下法」という。）第5条の規定に基づき、市が作成する歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、計画の策定及び計画の変更について審議や連絡調整を行うため、同法律第11条の規定に基づき防府市歴史的風致維持向上計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(掌握事項)

第2条 協議会の掌握事項は、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 計画策定の内容の審議に関すること
- (2) 計画変更の内容の審議に関すること
- (3) 事業実施の推進に関すること
- (4) 計画及び計画の変更、事業に対して市民、有識者から寄せられた意見に関すること
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は14人以内を以って組織し、委員は次に掲げる者の内から市長が選任する。

- (1) 学識経験のある者 6人以内
- (2) 本市に住所を有する者 4人以内
- (3) 行政機関の職員 4人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、学識経験者の中から市長が指名する。
- 3 副会長は、会長が指名する者をもって充てる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長をもって充てる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 協議会は、調査、審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、土木都市建設部都市計画課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年5月21日から実施する。